

官民連携の推進について

水道事業における官民連携手法と取組状況

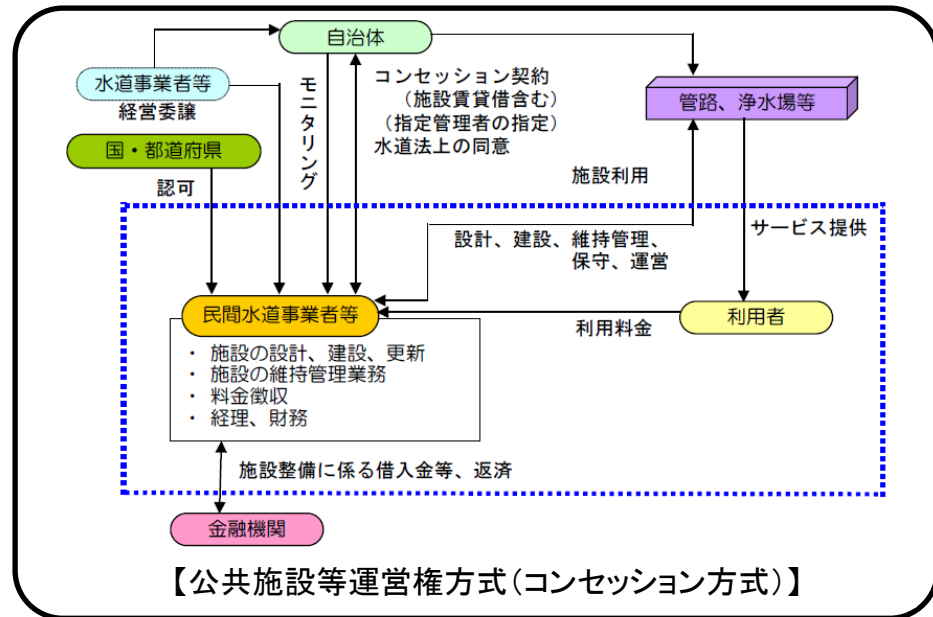
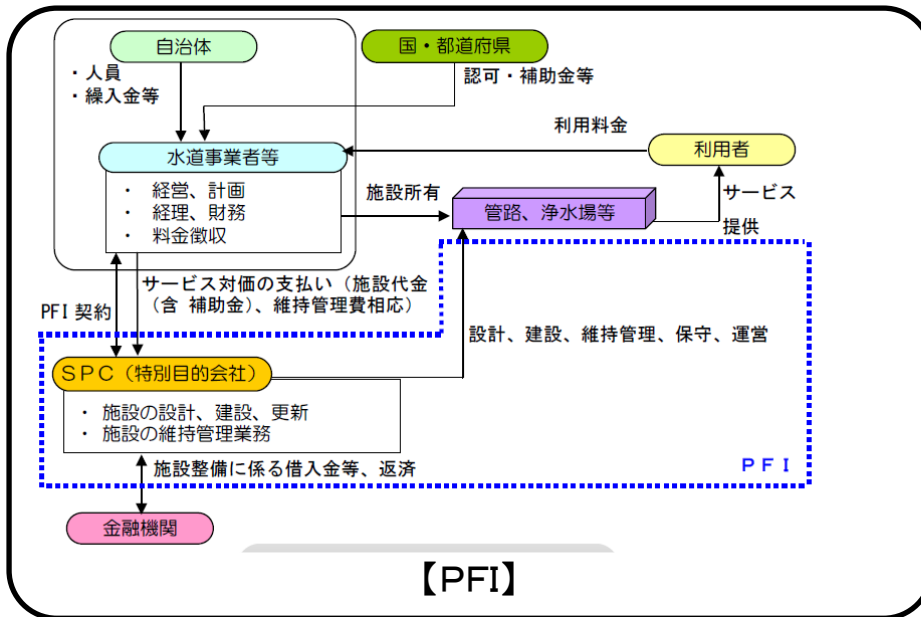
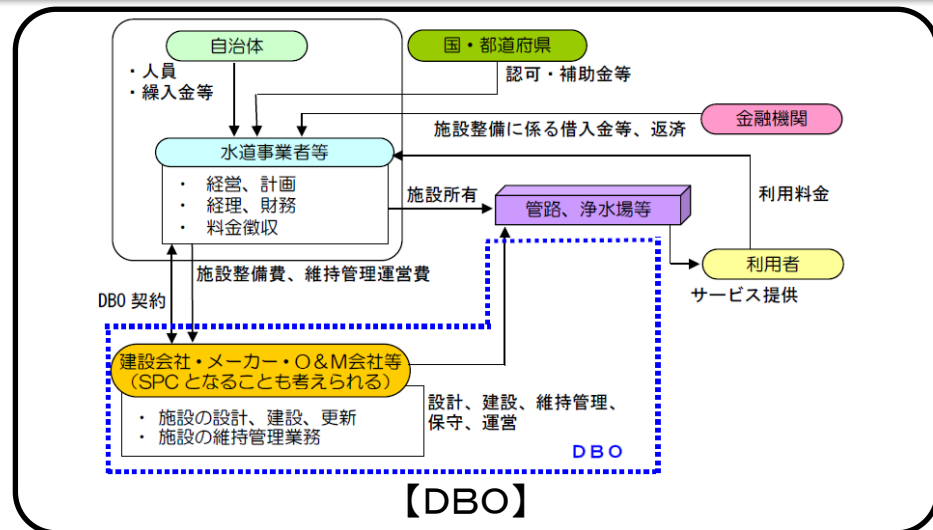
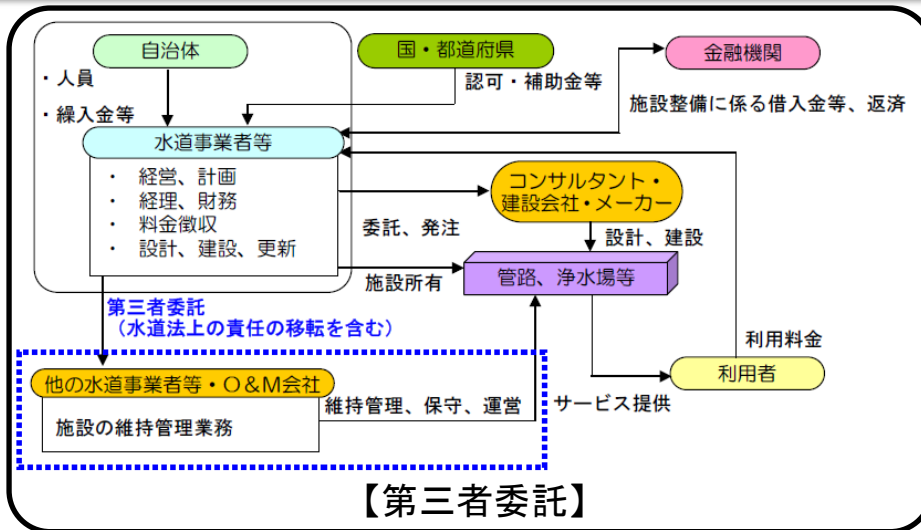
業務分類(手法)	制度の概要	取組状況※1及び「実施例」	官民連携推進への厚生労働省の取組
個別委託 (従来型業務委託)	○民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務についての委託 ○施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針、窓口・受付業務など	854箇所(489事業体)	(これまでの取組内容) ○制度的対応 【・PFI法の制定(平成11年)】 ・水道法における第三者委託制度の創設(平成14年)
個別委託 (包括委託)	○従来の業務委託よりも広範囲にわたる複数の業務を一括して委託	307箇所(111事業体)	○地方公共団体及び民間事業者等への働きかけ ・官民連携推進協議会の開催(平成22年～) ・「水道事業における官民連携に関する手引き」の作成(平成26年3月)
第三者委託 (民間業者に委託する場合と他の水道事業体に委託する場合がある)	○浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託	民間:172箇所(46事業体) 「箱根地区水道事業包括委託」 事業体:15箇所(9事業体) 「福岡地区水道企業団 多々良浄水場の包括委託」ほか	○平成28年度予算における支援措置 ・官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業への交付金措置 ・官民連携の検討を促進させるためのコンサルタントによる助言等
DBO※2	○施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委託	4箇所(4事業体) 「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」ほか	○PFI事業・コンセッション事業拡大への対応 ・コンセッション事業が行われる場合についても支援が可能となるよう補助金の交付要綱を改正
PFI※3	○公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方式	12箇所(8事業体) 「横浜市川井浄水場再整備事業」 「東京都 朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業」ほか	
公共施設等運営権方式(コンセッション方式) ※PFIの一類型	○水道施設の所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式	(未実施)	

※1 平成27年度実施中のもの(厚生労働省調べ:調査対象は全国約1,660箇所の水道施設、902事業体)

※2 DBO:(Design Build Operate)公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式

※3 PFI:(Private Finance Initiative)公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する方式

官民連携手法のスキーム比較



PFI事業による効果

■PFI事業(コンセッション事業を含む)による効果

(1) 質の高い公共サービスの提供

民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用することにより、質の高い公共サービスの提供が可能となる。

(2) 事業コストの削減

施設の設計から建設、維持管理及び運営の全部又は一部を一体的に民間事業者に委ねることに伴い、一括発注が行われること、また、その際、仕様発注方式ではなく性能発注方式を採用することで事業コストの削減が期待される。

(3) その他、官民パートナーシップの形成や 民間の事業機会の創出

■コンセッション方式活用による主なメリット

・ 公的主体における効果

運営権対価を徴収することにより、施設収入の早期回収を実現できる。また、事業収支及びマーケットリスクが公的主体から民間事業者へ移転される。

・ 民間事業者における効果

運営権を独立した財産権とすることで抵当権の設定等が可能となり、資金調達の円滑化が図られるとともに、自由度の高い事業運営が可能となる。

■コンセッション方式活用による主なデメリット

・ 重要なライフラインである水道事業経営を民間事業者に任せることへの不安。

・ 民間事業者が経営することに伴う、公租公課など新たに発生する負担への対応が必要となる。

海外事例

「平成26 年度 新水道ビジョン推進支援に伴う調査業務報告書(平成27年3月)
厚生労働省健康局水道課」より抜粋

(参考)先進国ーイギリスの水道の特徴

事業主体

「平成26年度 新水道ビジョン推進支援に伴う調査業務報告書(平成27年3月)厚生労働省健康局水道課」より抜粋

- イングランド、ウェールズでは1969年時点で、水道事業1,089(公営1,060、民営29)、下水道事業(すべて公営)が存在したが、1973～1974年の間に、公営の水道事業が10水系の水管理公社PWA(Public Water Authority)に統合され、河川管理を含めて流域単位で再編成された。この時点以来、地方行政と水道事業は切り離され、水道事業に関する地方公共団体の関与は基本的にない。
- 1983年のIMF融資に象徴されるイギリス国家財政の破綻により、公的資金の不足を背景に、民間投資による公共サービスの向上を目指す中で各種の国営事業の民営化が打出され、PWAの業務のうち、採算性のある上下水道事業部門を株式会社化し、その株式公開による民営化が行われた。
- その結果としてイングランド・ウェールズの水道事業では1989年の水法以来民営化が進められており、下水道事業を含めた水道事業会社(Water Services Companies)と下水道事業を行わない水道会社(Water Supply Companies)39社が発足し、平成26年度現在は27社の企業に受け継がれている。

運営・経営状況

- 水道事業民営化については、適切な設備投資により断水件数や水質基準不適合率が改善したことや、民間会社のノウハウにより事業運営コストが減少・利用者サービスが向上したことといった効果が得られた一方、上下水道料金の値上げが大きかったこと、株主への高配当や役員の高報酬といった問題も生じている。
- イギリスでは、これまで長い間定額料金制であったが、近年になって、新築の場合は水道メータの設置を義務づけるなど、設置を積極的に進めている。2010年3月時点で水道メータ設置率は37%である。このため水道料金は、メータが設置されている場合の料金と設置されていない料金の2本立てとなっている。前者の大口需要者の料金を見ると、料金は口径別の基本料金、年間固定料金と従量料金の合計となっている。

※主な規制 EU指令に基づく国内法・認可等：DEFRA(環境・食料・農村地域省)、水道水質監視：DWI(飲料水管理局)
公共水域からの取水・排水監視：EA(環境庁)、事業監視(料金規制等)：Ofwat(水業務管理局)

※民営化以降、公社時代に先送りされていた更新投資や新たな環境規制に対応するための投資が集中して行われたためとの指摘がある。
(「フランス・英国の水道分野における官民連携制度と事例の最新動向について」(2016、内閣府、(株)日本政策投資銀行、(株)日本経済研究所)より)

(参考)先進国－イタリアの水道の特徴

「平成26年度 新水道ビジョン推進支援に伴う調査業務報告書(平成27年3月)厚生労働省健康局水道課」より抜粋

事業主体

- 1980年代までのイタリアの上下水道事業は、1万を超える自治体に委ねられ、そのほとんどが独立採算によらない公共事業として税金で運営されていたが、小規模な自治体の直営による水道事業運営は技術面・財政面で限界が生じていた。
- このような状況の中、1994年に制定された「水道事業体の改革に関する法律」(通称:ガリ法)は、水道事業の統合・広域化を図り、経営の効率化を追求することを目的として制定され、その骨子は①ATO(Ambiti Territoriali Ottimali: 最適規模事業体)と呼ばれる広域的な一部事務組合を結成させ、自治体の水道事業運営をこのATOに一元化すること、②水道事業と下水道事業を統合すること、③各ATOが独立採算原則に基づく統一的な料金を設定すること、の三点にあった。
- ATOのエリアは、水資源の効率的な循環利用の観点および取水から下水処理までの全プロセスの経済面も加味して策定されている。

運営・経営状況

- ATOの発足後は従来の地方公共団体による上下水道事業から切り離されて、①単数または複数の自治体による特殊会社、②官民共同出資会社、③民間企業 のいずれかに事業権が移されている。ただし、ATOの設立に関わらず上下水道施設の所有権は引き続き各自治体に帰属するため、①から③のいずれの運営形態による場合でも自治体からのコンセッション(事業権の譲渡)となる。
- 上下水道事業に関する規制の権限は、国レベルではなく、基本的にATOに委ねられている。
- ガリ法の成立により上下水道事業において民間企業の参画が増加している。一般に、民間企業は企業理念に沿って事業経営するため、給水する水道水の質を落とすことなく維持管理費を抑制することができ、顧客サービスの面においても改善が図られている。一方、遠隔地域への給水を保証したり、水資源の保護や持続可能な維持管理をしたりするというような民間企業にとって不経済なサービスは、公的機関の方が民間企業よりも実施可能であると考えられている。このため、世論は官民協力による上下水道事業経営が最も望ましいという評価をしている。

(参考)先進国—フランスの水道の特徴

「平成26年度 新水道ビジョン推進支援に伴う調査業務報告書(平成27年3月)厚生労働省健康局水道課」より抜粋

事業主体

- フランスは中央政府傘下に「地方(Region)」があり、その下にわが国の都道府県にあたる「Deptementment)」、そして基礎的自治体として「Commune Ville(市町村)」といった4層構造となっている。
- 水道事業の運営等の事務はCommune(市町村)が担うこととなっており、その責務には、取水、配水、顧客サービス、下水の収集・処理がある。約3万7,000あるCommuneのうち、約2万5,000は500人以下の規模となっているが、教会区や地域名にこだわる国民性からまったく地方合併が進まず、一方で地方分権による事業拡大等からCommuneの能力問題は非常に深刻となっている。
- 事業の運営が困難な場合にはシンジケート(組合)、ディストリクト(都市圏域)、コミュノート(都市圏共同体)を形成し、共同して水道事業を行う例が多い。運営については100年以上前から民間委託が行われており、現在では多くの水道事業者がその業務のほとんどを民間会社へ委託している。

運営・経営状況

- 地方公共団体の直営方式(レジー(Regie)方式)は、具体的には公社経営を指す。現在では約2割程度がこの方式とされているが、業務形態を見れば包括的な委託形態をとらないいわゆるアウトソーシングで、実質的には9割以上を民間企業が実施している。
- フランスでは、19世紀から水道サービスの民間委託が実施されてきており、現在では契約形態のほとんどは「アフェルマージュ」(管理運営全般を行う、施設整備は自治体の実施する。契約期間は5～20年である)、または「コンセッション」(施設整備のための投資および管理運営全般を行う。契約期間は20～50年である)方式である。
- 基本的には、設備投資の有無によりアフェルマージュとコンセッションを区別するのが法律上の定義であるが、実態としてはこの中間形態が非常に様々な形で存在し区別するのが難しいのが現状で、民間企業契約の監督においては特にこの2方式を区別していない。契約終了後には、地方公共団体が適切な民間企業を再度選定して運営委託を行う。

(参考) 途上国－ベトナムの水道の特徴

「平成26年度 新水道ビジョン推進支援に伴う調査業務報告書(平成27年3月)厚生労働省健康局水道課」より抜粋

事業主体

- ベトナムの上下水道事業は、各省と中央直轄特別市の人民委員会の傘下に設置された上下水道を一体的に行う上下水道公社、水道専門の水道公社、下水道事業専門の排水公社といった国営企業で、1990年代後半より順次株式会社化が進められ運営されている。但し、国の持株比率は51%以上を維持して公的な形態になっている。
- 水道事業の経営形態は、各市人民委員会が設立した公社方式をとっており、地方公営企業となっている。また、企業法が適用され、これに基づき、会計、税制等も一般私企業と同様の扱いとなっている。

運営・経営状況

- ベトナムでは村落部に住んでいる住民が約8割で、そのうちの約42%しか安全な飲料水が確保できない状況である。そこで、ベトナム政府は、村落部の水道と下水道の整備に尽力している。わが国もベトナム政府からの要請で、浄水施設の整備プロジェクトや人材育成プロジェクトにおいて、無償資金協力、JICA、ODAといった形で協力を行っている。
- また水道整備に必要な資金を調達するために、BOT、BOO事業契約が増えている。
- ベトナムにおける水道料金は、基本的には用途別となっており、家庭用は、経済的な水利用を奨励するため、逓増制をとっている。料金の決定については、平均使用料金を下回ってはならないとされており、決定に利用する料金算定係数は、地方人民委員会により決定される。

(参考) 途上国－マレーシアの水道の特徴

「平成26年度 新水道ビジョン推進支援に伴う調査業務報告書(平成27年3月)厚生労働省健康局水道課」より抜粋

事業主体

- マレーシアでは憲法の規定により、水および土地に関する事項は州の権限となっているため、マレーシアの13の州はそれぞれ独自の水道を整備・運営しており、水道水源と流域の開発および保全に関する水道条例を有している。また、州は給水の責任を有し、水道料金を利用者から徴収しており、州毎に金額は異なる。
- 連邦政府は計画案の審査、資料提供、技術的援助等全般的な役割を担っている。
- 水道事業の経営形態は、州の公共事業局が行っているもの、州の水道局が行っているもの、州または市の独立法人である水道公社が行っているものなど様々である。
- 2006年に制定された国家上下水道事業委員会法、上下水道事業法により、上下水道事業を合わせて連邦政府に一元化した上で、コンセッション方式やアフェルマージュ方式による事業運営の道を開くとともに、監視・監督・規制機関である「国家上下水道事業委員会」を設置することにより、広域化と民営化を同時に推進し、事業運営の効率化と整備のスピードアップを可能とした。

運営・経営状況

- マレーシアは水道の普及整備に力を入れてきた国であり、2008年において水道普及率はほぼ100%に達している。しかし、無収水量が多く、その主な原因は配水システムに老朽化した石綿セメント管が多く残っていること、水道メータの精度が低いことだと言われている。
- マレーシアの水需要は年々増加しているが、深刻な水不足も生じており、また水質汚濁も問題となっている。半島マレーシアにおける水需要予測(水道用水＋工業用水)では、2000年には954万 m^3/d であったものが2010年に約1,500 m^3/d 、2020年に約2,000万 m^3/d となっており、州毎にダム等水資源開発計画を立てている。

(参考)水道事業へ官民連携手法導入後の再公営化

海外での官民連携水道事業の状況

- 1992～2007年で、途上国と移行国※において、合計で約2億500万人に対して官民連携事業による給水がなされている。
- このうち、再公営化した水道事業によってサービスを受けているのは約4,500万人。

※ 移行国：東西冷戦が終結し、旧社会主義諸国の中央計画経済から市場経済へ移行することになった国

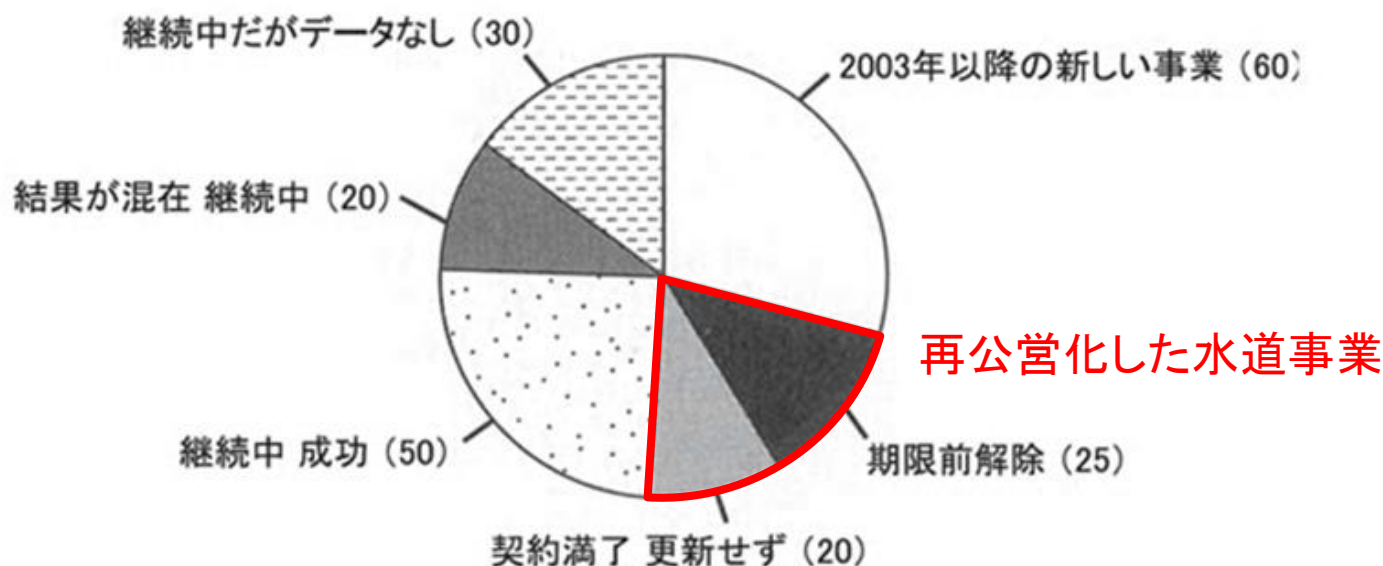


図 1992年から2007年の官民連携水道事業の全体的業績(給水人口に基づく)

都市水道事業の官民連携(世界銀行 民活インフラ助言ファシリティ 発行:日本水道新聞社)より
給水人口は()内に概算で百万人単位で示した。

(参考)再公営化の事例

	ブエノスアイレス市(アルゼンチン)	マニラ首都圏(フィリピン)	パリ市(フランス)
事業の概要	1993年に上下水道サービスの30年間のコンセッション契約を締結	1997年に上下水道サービスの25年間のコンセッション契約を締結(東地区をマニラ・ウォーター、西地区をマニラッドが受託)	1984年に配水部門と水道料金徴収業務(セーヌ側左岸と右岸で区分)について25年間のアフェルマージュ契約を締結 1987年に排水水圧と水質管理を含めた浄水処理業務を、第3セクター(SAGEPを設立)と24年間のコンセッション契約を締結
再公営化の原因と顛末	受託者は、普及率向上による効率化・料金収入増を計画 ↓ 新規の接続世帯に求めた接続料(加入金)が高額であったために、接続料の回収が不可(コンセッション事業監督機関であるETOSSに値上げを要請。ETOSSは役割を十分に果たせず) ↓ <u>数度に及ぶ料金改定(最終的に90%上昇、利益率高く、生産性・品質は向上)</u> 普及は進んだものの、投資額・普及は目標を下回る結果(<u>実績と計画のズレ</u>) ↓ <u>通貨危機の発生により多大な損失発生、契約上の論争(為替変動による調整条項があったものの、経済危機にあって委託者側がその適用を除外)</u> ↓ 2003年、国際投資紛争解決センターに仲裁を申請 ↓ 2006年、受託者企業の株式売却を条件として、双方合意のもとコンセッション契約を破棄(再公営化)	<u>アジア通貨危機が発生し、通貨が暴落。</u> 前事業が抱えていた外貨建て債務の負担は増大(<u>経営見通しの崩壊</u>) ↓ 2000年、マニラッドは運営開始直後から赤字となったため、サービス品質や料金設定の監督局であるMWSSに対して為替相場連動自動調整による<u>水道料金引上げを要求(MWSSは当初要求を拒否)</u> ↓ <u>最終的に値上げになったが、再び赤字計上(コンセッション・フィーの支払い拒否)</u> ↓ 2002年、マニラッドはMWSSを提訴(投入資金返還) ↓ 2003年、逆にMWSSはマニラッドを提訴(コンセッション・フィーの支払いと事業継続)マニラッドが敗訴し、会社更生法を申請 ↓ 2007年、MWSSが運営権者の株式を買戻し、一時公営化。(その後、再民営化) ※マニラ・ウォーターも当初赤字計上したが、料金値上げ及び経営努力により経営状況は改善	給水を行う運営権者を監視する権限を付与されたSAGEPIに、監視される側が資本参加していること、契約上の要求水準が明確になっていないため提供するサービスの質を適切に管理できないことが、会計検査院等から指摘 ↓ <u>最適な組織形態について検討が実施され、委託が分割されていることや人件費等のスライド条項が水道料金の不透明性を高めているという改善点が提示</u> ↓ 25年間の契約期間の中で水道料金は265%上昇(<u>料金設定とその調整メカニズムが不透明であり、民間事業者への不信感を募らせた</u>) ↓ 2007年、SAGEPと監視される側との資本関係を解消。パリ市の直営に1本化することで得られる法人税・事業所税の免除、減価償却期間の延長、利益の非計上だけで年間3,000万ユーロ(約42億円:当時)の節減が可能と試算 ↓ 2010年、コンセッション契約の満期終了をもって水道事業を再公営化(SAGEPを市の100%出資会社とした上で商工公社に改組)

(参考)再公営化の事例から得られる教訓

監査・モニタリング体制の充実

- どの事例も共通して、監督機関の位置付けが不明確であったり、能力が不足していたことにより、問題が発生することを未然に防止することや、発生後の調整を行うことができなかった。このような事態を未然に防止するためには、監査・モニタリング体制を充実させることが必要である。

民間事業者の事業計画の妥当性確認

- ブエノスアイレス市の事例では、民間事業者の提案で水道普及率を上げることにより収益を増加させることとしていたが、特に貧困地区での新規接続料の設定が問題となり、水道の普及が想定より進まなかったことで、水道料金の高騰を招いた。このような事態を未然に防止するためには、民間事業者の事業計画が実現可能であるかについて、契約前に入念な審査が必要である。

料金設定等契約条件とその調整メカニズムの明確化

- どの事例も共通して、水道料金の高騰が問題となっている。これは契約条件として為替変動リスクへの対応などのリスク分担が明確となっていなかったこと、また水道料金改定の調整方法が明確となっていなかったことによるものであり、これらは水道利用者からの不信感を募らせた。このような事態を未然に防止するためには、契約書作成時に、料金設定等の契約条件とその調整メカニズムの明確化(どのような事態にどの程度水道料金を改定してもよいか)することが必要である。

認可権者による監督等と施設管理者によるモニタリング等

■水道事業においてコンセッション制度を導入する場合、民間事業者(運営権者)は、国又は都道府県(認可権者)から、水道法に基づく認可が行われることにより、国又は都道府県及び地方公共団体(水道施設の管理者)の双方から、運営権者に対して、監督、モニタリング等が行われることとなる。

国又は都道府県
(認可権者)



運営権者
(民間事業者)



地方公共団体
(施設管理者)

(水道法に基づく監督等)

- ・水道施設の改善命令
- ・水道技術管理者の変更勧告
- ・給水停止命令
- ・報告聴取、立入検査
- ・認可の取消し

(PFI法に基づくモニタリング等)

- ・業務・経理の状況に関する報告聴取
- ・実地調査
- ・必要な指示
- ・公共施設等運営権の取消し
- ・運営権行使の停止

(※)特に事業開始初期における水道法に基づく報告の徴収については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。PFI法)に基づくモニタリングと併せて実施することを想定している。

水道法に基づく水道事業者等への立入検査の概要

1. 目的

■水道法第39条第1項等の規定に基づき、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保すること。

2. 主要内容

■主として水道関係法令、通知による指導等の遵守状況を検査する。

■具体的には、以下の項目について、水道の管理に関する技術上の責任者である水道技術管理者を立会人として、適切に実施されているのかを確認する。

- ・ 水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況
- ・ 認可（変更認可）や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況
- ・ 施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況
- ・ 健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況
- ・ 水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況
- ・ 水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況
- ・ 自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況
- ・ 情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対策の実施状況
- ・ 資源の有効利用及び環境保全対策の実施状況 等

■立入検査終了後、検査内容について講評を行うとともに、後日、講評内容の重要性や法律との整合性等に応じて文書指導・口頭指導を行い、その改善状況について報告を得る。

3. 頻度

■コンセッション制度利用時については、事業開始後1年目及び3～5年目毎（重点的）に実施を想定。

(参考)PFI法に基づくモニタリングの概要

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針三4(抄)

- (3) 公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、事業契約でこれらについて合意しておくこと。
- (イ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること。
 - (ロ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、定期的に事業契約の義務履行に係る事業の実施状況報告の提出を求めることができること。
 - (ハ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書(選定事業の実施に影響する可能性のある範囲内に限る。)の提出を定期的に求めることができること。
- (二) 選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、公共施設等の管理者等は選定事業者に対し報告を求めることができるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めることができること。
- (ホ) 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、公共施設等の管理者等の救済のための手段を規定すること。
 - (ヘ) 公共施設等の管理者等による選定事業に対する、上記(イ)から(ホ)までに基づく事業契約の規定の範囲を超えた関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲に限定すること。

PFI法に基づく民間事業者の事業計画の確認方法の概要

※内閣府確認済

○PFI法においては、コンセッション事業を開始するに先立ち、次のような義務付けを行うことにより、コンセッション事業の妥当性を確認する仕組みが講じられている。

地方公共団体	事業の効果及び効率性に関する客観的な評価結果の公表義務、事業者(運営権者)への運営権設定に当たっての議会の議決 等
事業者(運営権者)	欠格事由の設定 等

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(抄)

(実施方針)

第五条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)を定めることができる。

実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

- 一 特定事業の選定に関する事項
 - 二 民間事業者の募集及び選定に関する事項
 - 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
 - 四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
 - 五 事業契約(選定事業(公共施設等運営事業を除く。)を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。)の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
 - 六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
 - 七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- 3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(実施方針の策定の提案)

第六条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

(欠格事由)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない。

PFI法に基づく民間事業者の事業計画の確認方法の概要

(客観的な評価)

※内閣府確認済

第十一条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価(当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。)を行い、その結果を公表しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、第八条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。

(地方公共団体の議会の議決)

第十二条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(選定事業の実施)

第十四条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約(第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあっては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約(第二十二條第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。))。次項において同じ。)に従って実施されるものとする。

(公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加)

第十七条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第五条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 選定事業者に公共施設等運営権を設定する旨
- 二 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容
- 三 公共施設等運営権の存続期間
- 四 第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨(あらかじめ徴収金額を定める場合にあっては、費用を徴収する旨及びその金額)
- 五 第二十二條第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 六 利用料金に関する事項

(実施方針に関する条例)

第十八条 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(公共施設等運営権の設定の時期等)

第十九条

4 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

水道法に基づく民間事業者の事業計画の確認方法の概要

- 水道法においては、同法第8条に定める7項目の基準により認可の可否を判断することとしており、申請内容が7項目の基準全てに適合していると判断した場合でなければ、認可を与えることはできないものとされている。
- 今後コンセッション方式により水道事業を行うことを予定する者から認可申請がなされた場合においても、同様の考えのもと、認可審査を行う方針。

○水道法（昭和32年法律第177号）（抄）

（認可基準）

第八条 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

- 一 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。
- 二 当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 三 水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。
- 四 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。
- 五 供給条件が第十四条第二項各号に掲げる要件に適合すること。
- 六 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足る経理的基礎があること。
- 七 その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

水道料金を変更する現行の手続き

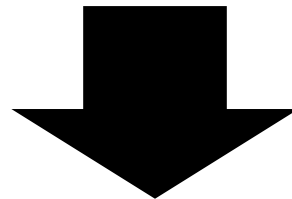
	通常の場合	コンセッションの場合
経営主体	・原則として市町村 ※市町村以外の者は市町村の同意が必要 (水道法第6条)	・当該地方公共団体以外の運営権者 (水道法第6条)
変更料金の設定	・料金を含む供給規定を条例で定める (水道法第14条、地方自治法第228条)	・利用料金に関する事項等を定めた条例により、実施方針を定める (PFI法第18条) ・上記実施方針に基づき、料金を含む供給規定を定める (水道法第14条)
料金変更時の手続き	・厚生労働大臣に届出 ※創設時は認可 (水道法第14条第5項)	・厚生労働大臣の認可 ※創設時も認可 (水道法第14条第6項)

官民連携の推進方策について

【検討事項】

主な論点

- 水道事業におけるPFIやPPPの動きが遅い理由として、事業を任せられる事業者が少ないことや、事業者とうまく対話できていないことがあるのではないか。
- 地元技術者の育成や雇用の確保の観点から、官民連携の推進を議論するべきではないか。
- 水道事業の基盤強化の観点から、技術力や人が不足している中小の水道事業体については、通常の民間委託や包括委託を強化していくことも重要ではないか。
- 技術力や責任体制がしっかりしており、民主的で公平な運用ができる協同組合を中小企業庁が証明している官公需適格組合制度や、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）における地域の社会資本を維持するために地元情報に精通した者を活用すべきとの方針を、官民連携においても活用できないか。また、工事発注を迅速化するため、DB（デザインビルド）を管路更新に関する工事発注においても導入してはどうか。
- 官と民の関係性について、水道事業者や民間企業の参考になるモデルケースを示すべきではないか。
- 官民連携の推進に当たり、制度上障害となっているものがあるとすれば、除去していくことが必要ではないか。



対応案

- 既存の官民連携手法について、地方公共団体や民間事業者が一層取り組みやすくなるよう、その検討等に当たって必要となる情報や留意点を、新たな先進事例や官民連携協議会での議論等を踏まえた形で、詳細に盛り込むべく、「水道事業における官民連携に関する手引き」の充実等を図ることとしてはどうか。
- （※）新たな官民連携手法であるコンセッション制度については、スライド22、23を参照。

コンセッション制度利用時における認可に関する現状

現状

○水道事業は、国民生活にかけがえのない飲用に適する水の供給を行う公益性の高い事業であり、その性質上地域独占性が強くなるため、経営の認可権を原則、国に留保し、認可を受けた特定者のみに経営の特権を設定することを目的としている。

※行政法における「公企業の特許」(電気、ガス)に相当するもので、認可を受けた事業者は、その事業を遂行すべき義務を負い、任意にこれを休止・廃止できない性格のもの。

○このため、同一の給水区域に複数の事業認可を重複して与えることはできない(認可基準として、給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないことを規定(水道法第8条))。



○コンセッション方式の導入の際には、当該地方公共団体は事業の廃止許可の申請を行い、経営主体となる運営権者は事業の創設認可の申請を行う必要がある。

○なお、現行の水道法上、民間事業者については、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営営することができるものとされている。

○水道法 (抄)

(事業の認可及び経営主体)

第六条 水道事業を営営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が営営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営営することができるものとする。

(認可基準)

第八条 水道事業営営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

一～三 (略)

四 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。

五～七 (略)

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

主な論点

- コンセッション方式においては、災害対応時等、責任の一部が地方公共団体に残る場合もあるとの想定があるにもかかわらず、現行の水道法上は認可を取得した運営権者に全責任がかかることとなり、実態と水道法上の責任が合っていないのではないか。
- 運営権者が事業継続できなくなった場合に、地方公共団体側が最終的な責任を果たせないのではないかとの懸念があることや、地方公共団体が認可を持っておらず、水道法上の責任を持つ根拠がないことも、地方公共団体がコンセッション方式をなかなか採用できない原因の一つではないか。
- 民営水道事業者は水道料金について認可を受けなければならないことと、コンセッション制度利用については、水道料金の範囲等は議会です承されることとされていることとの関係について、整理すべきではないか。



対応案

- 具体的に導入を検討している地方公共団体があることから、上記の論点を踏まえつつ、水道事業においてコンセッション方式が現実的な選択肢となり得るよう、
 - ①水道事業の運営権者たる民間事業者と水道施設の所有者たる地方公共団体との権利・義務関係を明確にする、
 - ②運営権者の不測の倒産時等にあっても水道事業の継続性を確保する等の観点から、水道法の趣旨・性格、関係法令間の法的整合性に十分留意しながら、法制的に必要な対応を行うこととしてはどうか。
- コンセッション制度の利用についても、地方公共団体や民間事業者が取り組みやすくなるよう、その検討等に当たって必要となる情報や留意点を、具体的な事例を踏まえた形で詳細に盛り込むべく、「水道事業における官民連携に関する手引き」の充実等を図ることとしてはどうか。